

県南広域振興局長告示第182号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成20年11月25日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

(1) 名称 岩手南農業協同組合

(2) 住所 一関市竹山町7番1号

2 農地保有合理化事業規程承認の年月日 平成18年12月14日

3 変更の内容

「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準」（平成12年9月1日付け12構改B第846号）の一部改正に伴い、所要の改正をするもの。

4 変更承認の年月日 平成20年10月31日